

催しものについての申請書

*当社使用欄

庶務部長 所管部長

*欄以外はもれなくご記入ください。印刷は白黒でけっこうです。

中日新聞社 御中

下記、開催しますので

[主催(共催) (後援)] 願いたく申請します。

申請にあたっては、次ページの「中日新聞社の「主催(共催)」
・「後援」名義申請にあたっての留意事項」をご理解いただいた
うえ、この申請書とともに提出してください。

申請団体名	中部〇〇協会
住所	名古屋市中区三の丸1-6-1
電話	〇〇〇-△△-□□□□
代表者名	代表 中日 太郎

会〇中
之〇
印協部

申請日	平成 26 年 12 月 23 日	*受付:	印
-----	-------------------	------	---

事業名	第21回 中部〇〇大会	新規	恒例
-----	-------------	----	----

開催日	平成 27 年 3 月 1 日	開始時間	午前 / 午後 2時~
-----	-----------------	------	-------------

終了日	平成 27 年 3 月 1 日	終了時間	午前 / 午後 5時
-----	-----------------	------	------------

ところ	会場名 中部〇〇ホール 所在地 〒 460-0001 名古屋市中区三の丸1-6-1	電話	〇〇〇-△△-□□□□
-----	--	----	-------------

入場料・ 会費・ 参加料	入場料: 一般1,000円、高大生800円、中学生以下無料	無料(整理券 有 無)
	3 月 1 日から発売	発売場所: 会場受付で販売

主催	中部〇〇協会
----	--------

後援	中日新聞社、〇〇市、〇〇市教育委員会
----	--------------------

協賛	なし
----	----

催しもの内容(要項・予算書など添付)	参加予定人員(観客も含む)約	1200 人
文化に関する講演会。		

前年の開催日・場所	平成26年 3月 2日 中部〇〇ホール
-----------	---------------------

希望事項(箇条書きにしてください)	・新聞への案内告知掲載
-------------------	-------------

賞品の 送り先	
------------	--

連絡 責任者	職・氏名	事務局長 中日 次郎	電話	〇〇〇-△△-□□□□
	住所 〒	460-0001 名古屋市中区三の丸1-6-1		

* 決裁する 局長 * 下記条件を 付け決裁する 局長 * 下記理由につき 差し戻す 局長 * (主催、共催のみ) 「覚書」の状況 添付 準備中 該当箇所○を

※本票は1枚目の申請書とともに提出してください。

中日新聞社の「主催(共催)」・「後援」名義申請にあたっての留意事項

中日新聞社

共催・後援を申請されるにあたりまして、下記の事項についてあらかじめご了解の上、手続きをお願いします。

1. 共催・後援申請は、中日新聞社の「主催(共催)」・「後援」名義使用を希望される団体が手続きをされるためのものです。申請に際しては、主催団体や事業内容が把握できる資料や予算書などを添付していただきます。(毎年、共催・後援名義の使用許可を受けておられる団体も同様です)
2. 「主催(共催)」・「後援」名義の使用許可については、中日新聞社として、その都度判断いたします。従来、「主催(共催)」・「後援」名義使用を許可した恒例の事業でも、実施状況などによっては「主催(共催)」・「後援」の使用を許可しない場合もあります。あらかじめご了解ください。
3. 中日新聞社が「主催(共催)」・「後援」名義の使用を許可した場合は、ポスターやチラシ、プログラムなどの印刷物や会場内看板などに、申請された事業の「主催(共催)」・「後援」団体として、「中日新聞社」の名義を表記することができます。なお、印刷物などの製作は申請の許可が下りてからすすめてください。製作された印刷物は、事業会期前までに郵送くださいますようお願いいたします。封筒には「申請された事業名」と「主催(共催、後援)名義記入印刷物在中」をお書きください。 《〒460-8511(住所不要) 中日新聞社 事業局庶務部》あて
4. 「主催(共催)」・「後援」名義の使用を許可した事業でも、中日新聞紙上への掲載をお約束するものではありません。「主催(共催)」・「後援」名義使用の許可とは連動しないことを、あらかじめご承知おきください。
5. 「主催(共催)」・「後援」名義の使用を許可した事業については、中日新聞社の「主催(共催)」・「後援」事業として、新聞紙上やその他媒体などで、紹介する場合があります。その際には、申請書の事業名、会期、会場、入場料などはそのまま表記させていただきます。申請書の誤記などによる誤った情報が掲載された場合は、すべての責任は「催しものについての申請書」の申請者(団体)で負っていただき、中日新聞社は一切関知いたしません。あらかじめご了解の上、申請書をご記入ください。
6. いったん、「主催(共催)」・「後援」名義の使用を許可した事業でも、申請内容と異なる事実が判明した場合や信義に反する行為があったと中日新聞社が判断した場合、「主催(共催)」・「後援」名義の使用許可を取り消す場合があります。その場合、中日新聞社名が入った印刷物や看板などの告知物は、すべて破棄および回収していただきます。中日新聞社の対外的信用を傷つけない運営を心がけてください。
7. 「中日新聞社」の「主催(共催)」・「後援」名義の使用にあたっては、経費に関する全ての問題、開催中の事故または不測の事態については、すべての責任は「催しものについての申請書」の申請者(団体)で負っていただき、中日新聞社は一切関知いたしません。あらかじめご了解の上、申請書をご記入ください。
8. 「催しものについての申請書」の申請者(団体)が、個人情報(参加者名簿、会員名簿など)を取得、利用する場合は、法令を順守し、故意、過失により個人情報が漏えいすることがないように十分な管理を徹底する(既に取得した個人情報なども含む)とともに、利用目的を明示して取得し、その利用目的を超えて使用しないてください。取得した個人情報は、利用目的の範囲内で、内容の正確性、最新性を確保することに努めるとともに、不正なアクセスや漏えい、破壊、改ざんなどを防止するため取扱者を特定するなど、管理を徹底してください。万が一漏えいなどの事故が発生した場合、その責は申請者(団体)がすべて負い、中日新聞社は一切関知しないことを保証し、了解していただきます。
なお主催・共催事業については、別途「個人情報取り扱いに関する覚え書き」を中日新聞社と交わしていただきます。
9. 主催(共催)・後援名義の使用が許可されたかどうかは、ご面倒ですが申請を出されたところ(事業局、支社、総支局、通信局など)までお問い合わせください。